

令和元年（ワ）第16146号 損害賠償請求事件

原告 （閲覧制限）

被告 学校法人順天堂

最終準備書面

令和3年12月7日

東京地方裁判所民事第37部合A係 御中

被告訴訟代理人弁護士 岡田 尚 人



同 大辻 大 佑



第1 責任論について

- 1 募集行為をも含む一連の入学者選抜手続全体が不法行為となる旨の原告らの主張について

原告らは、被告による入学者選抜が原告ら第1準備書面別紙図記載のとおり、募集要項の公表から合格発表までの一連の手続によって構成されるものであり、これら全体が女子受験生に対する差別的意図、目的に貫かれて構築されたものであるから、全体として違法な差別行為として評価される旨主張する。

しかしながら、被告準備書面（3）第1の2で従前主張するとおり、被告は、女子寮の収容能力を前提とした私立大学における定員管理及び経営資源配分にかかる高度の裁量を背景として、性別を理由とする合否判定基準を設けたのであって、むしろ女子寮の収容能力に照らして、順次女子学生の受け入れ人数を増やしてきたのであるから（乙19）、女子受験生に対する差別的意図、目的は存在せず、当該主張はその前提を誤るものである。

また、本件の各原告の立場は一律ではなく、男女で異なる合否判定基準とは

無関係にそもそも不合格であった者やそうでない者が混在し、また、各人の志望動機なども様々と思われる。よって、原告らにいかなる権利利益が保護されるか、被侵害利益が何か、損害費目が何かによって、原告らの主張・立証すべき事項は異なるのであるから、この点を無視して、入学者選抜が一連の手続として違法であるなどとして上記主張・立証すべき事項を曖昧化させる主張は認められるべきではない。原告らも、原告ら第1準備書面第5の柱書等で、被告の行為によって侵害された具体的権利が区々であることを自ら主張しており、当該被侵害利益等との関係で、個別に不法行為ないし債務不履行が成立するかが検討されるべきなのであるから、この点からも原告らの上記主張は誤りである。

2 入学検定料及び交通費との関係について

原告らは、被告の本件募集手続が、被告の女子受験生に対する差別的意図、目的や合否判定方法の存在を秘したなされた欺罔行為である旨主張するが、そもそも被告に女子受験生に対する差別的意図、目的がないことは上述のとおりであるほか、従前から主張するとおり、合否判定方法を事前に公表すべき義務を規定した法令等が存在しない以上、これを公表しないことを欺罔行為とすることは失当であり、原告らの当該主張は誤りである。

被告準備書面(3)第1の1で詳細に主張したとおり、被告は、女子寮の収容能力を前提とした私立大学における定員管理及び経営資源配分にかかる高度の裁量を背景として被告の教育方針を実現するための必要最小限度の合理的な判断として性別を理由とする合否判定基準を設けている以上、被告に、原告らに対する憲法14条1項に抵触するような不利益取扱いが認められないのであるから、事前の合否判定方法を公表すべき義務はなく、原告らが主張する入学検定料相当額の損害との関係で、不法行為ないし債務不履行は成立しない。

3 受験慰謝料との関係について

(1) 原告らについて

上記のとおり、被告の合否判定方法が、高度の裁量を背景としてなされた、被告の教育方針を実現するための必要最小限度のものである以上、当該合否判定方法に基づく合否判断について、不法行為ないし債務不履行は成立しない。

また、原告らは、大学選択に関する自己決定権の侵害や他大学を受験する機会の喪失との関係で、被告の不法行為ないし債務不履行について主張するが、原告らが当該主張において引用する最判平成21年12月10日民集63巻10号2463頁、及び大阪高判平成16年10月14日判時1890号54頁は、学校側が受験生に対して学校選択について積極的に勧誘・宣伝等の行為を行ったにもかかわらず、その勧誘・宣伝内容が誤りであった、あるいは事後的に勧誘・宣伝内容と異なる事象が発生した場合に、誤った勧誘・宣伝等の行為によって受験生の自己決定権を侵害したものとして、慰謝料の支払いの余地を認めるものに過ぎない（前記最高裁判例については不法行為責任が否定されている。）。本件においては、受験生の自己決定権を侵害するような被告側の積極的な行為が存在しない以上、上記各裁判例とは事案を全く異にするものであって、原告らの主張する受験慰謝料と相当因果関係の認められる不法行為ないし債務不履行は成立し得ない。

(2) 原告ら（原告番号5及び6を除く）について

また、特に、原告ら（原告番号5及び6を除く）11名については、被告準備書面（1）第2の2等で従前主張したとおり、性差による合格判定基準の違いによって不合格となったのではなく、性差のない合格判定基準によっても不合格となっていたのであるから、そもそも被告のこれら原告ら11名に対する不利益取扱い自体が存在し得ない。

前記最高裁判例が述べるように不法行為の成否は事案ごとに判断されるべきところ、上記のとおり、原告ら11名については、そもそも不利益取扱いが存在しないのであるから、前記最高裁判例及び大阪高裁の裁判例が想定す

るような、受験生の自己決定の前提となった事情と実際の事情とのズレがそもそも存在しない以上、原告ら11名の自己決定権の侵害という事情がそもそも存在しない。

したがって、不法行為ないし債務不履行が成立し得ないことは明白である。

(3) そのほか、原告らの教育上の平等権侵害に関する主張については、前述のとおり、被告の合否判定方法が、高度の裁量を背景としてなされた、被告の教育方針を実現するための必要最小限度のものであって合理性が認められる以上は問題とならないほか、人格権侵害に関する主張についても、被告準備書面(3)第1の3(2)で主張したとおり、抽象的な裸の人格権侵害をいうものであって具体的な被侵害利益と認められるものではない以上、これらの点についても、不法行為ないし債務不履行が成立し得ないことは明白である。

第2 損害論について

1 入学検定料及び交通費について

被告の従前の主張、及び前述の主張のとおり、そもそも入学検定料及び交通費に対応する不法行為ないし債務不履行が成立しない以上、当然にこれらが被告の賠償すべき損害と言えないことは明らかである。

仮に、事前に合否判定基準などを公表しない点が何らかの不法行為に該当しうるとしても、「事前に合否判定基準が公表されていれば受験しなかった」か否かは、受験生により様々である。

すなわち、医学部入試に関する受験校選択に関しては、「合格可能性の高さ」のみならず、「医師国家試験の合格率」や「卒業後の進路」、「建学の精神や校風」、「教育カリキュラムや教育環境」、「附属病院の診療体制や設備」、加えて、「学費等の費用に関する事項」も非常に重要な事項になる。

この点、被告では、質の高い教育カリキュラムを行っており、それは、非常に高い医師国家試験合格率にも表れている。その一方で、医学部6年間の学費

総額は2,080万円であり、初年度の学費290万円については全国私立医科大学31校中、最も安い学費となっているなど、学費に関しては、他の私立大学の中では安く設定されている。

このように、医学部入試における受験校選択において、受験生は「合格可能性」のみならず、上述のような様々な要素を総合的に判断するものと考えられる。

しかも、原告が問題とする「合格可能性」に関しても、被告における平成30年度の一般A方式における合否判定基準を例に取れば、一次試験では、

- ・ 1～200位については性別、浪人の有無は無関係に合格
- ・ 201～300位の場合、男性は3浪B、女性は2浪Bまでであれば他の受験生と同基準
- ・ 301～400位の場合、男性は2浪B、女性は1浪Bまでであれば他の受験生と同基準
- ・ 401～500位の場合、男性は2浪A、女性は1浪Aまでであれば他の受験生と同基準
- ・ 501～600位の場合、男性は1浪B、女性は現役学生であれば他の受験生と同基準
- ・ 601位以下の場合、性別、浪人の有無は無関係に評価書評価により検討される

こととなっている。

このように、被告においては、女性、浪人生であったとしても、合格の可能性は十分にあるのであって、仮に、当該合否判定基準が事前に開示されていたとしても、上述の国家試験合格率や教育環境、学費、その他の事情を考慮して、被告医学部を受験する者は相当程度存在すると思われる。

よって、これら受験生に入学検定料相当額などの損害が生じているか否かは、当該受験生が被告医学部を受験するに至った理由（合格可能性のみか、その他

の事情も考慮したのか)などを個別に判断する必要がある。

しかしながら、本件訴訟においては、原告からこれらの点について、具体的な主張立証はなく、入学検定料及び交通費についての損害を認めることはできない。

2 受験慰謝料について

(1) 原告ら（原告番号5及び6を除く）11名について

ア 上記のとおり、原告ら（原告番号5及び6を除く）11名については、性差のない合格判定基準によっても不合格となっていたのであるから、当該11名について、被告が受験慰謝料を損害として賠償すべき責を負う余地は何ら存在しない。

そもそも、上記原告ら11名の受験慰謝料に関する原告の主張は、

「女性受験生であること」のみを理由として劣った存在として扱われたことで人格的尊厳を傷つけられ、多大な屈辱感（を感じた）

など、原告ら11名が被告によって「女性受験生であること」を理由に不利益な取扱いを受けたかのように主張するものであり、このことを前提として受験慰謝料を請求しているが、上述のとおり、性差のない合格判定基準によっても不合格となっていた以上は、原告らの想定する「不利益な取扱い」自体が存在しないことは明らかなのであって、当該主張は前提を全く誤るものである。被告準備書面（3）第1の4（2）で述べたとおり、原告らは、合格した女子受験生らにも被告は受験慰謝料を賠償すべきだと主張するのであろうか。

イ また、原告らは、大阪高判平成16年10月14日判時1890号54頁を引用し、他の大学を選択する機会を奪われたことによる精神的損害についても主張するが、前述第1の3、及び被告準備書面（4）第1の1で述べたとおり、当該裁判例と本件は全く事案を異にするものであり、被告から原告らに対して受験をするよう勧誘した事実も存在せず、合格可能性

について積極的に虚偽の情報を伝えた事実も存在しない本件において、被告が当該損害を賠償する責を負わないことは明らかである。

さらには、既述のとおり、すなわち、医学部入試に関する受験校選択に関しては、「合格可能性の高さ」のみならず、「医師国家試験の合格率」や「卒業後の進路」、「建学の精神や校風」、「教育カリキュラムや教育環境」、「附属病院の診療体制や設備」、加えて、「学費等の費用に関する事項」も非常に重要な事項になり、これら受験生に他の大学を選択する機会を奪われた、との精神的損害が生じているか否かは、当該受験生が被告医学部を受験するに至った理由（合格可能性のみか、その他の事情も考慮したのか）などを個別に判断する必要がある。

しかしながら、本件訴訟においては、原告からこれらの点について、何ら具体的な主張立証はなく、受験慰謝料を認めることは相当ではない。

(2) 原告番号5及び6固有の慰謝料（不合格慰謝料）について

前述のとおり、そもそも被告の原告番号5及び6に対する不利益な取扱いが存在しない以上、当該不利益な取扱いを前提とした原告らの主張は認められない。

また、仮に被告が原告番号5及び6に対して不合格慰謝料を賠償すべき責を負うとしても、原告らが引用する上記裁判例は、上述したようなスポーツ推薦入試における特殊性や監督が誤った情報を積極的に提供しているなどの特殊事情のもとで、80万円の限度でしか慰謝料の賠償を認めていない。上述のとおり、本件においては、当該裁判例と異なり、被告側から原告らに受験をするよう勧誘した事実もなく、また合格可能性について積極的に虚偽の情報を伝えた事実も存在せず、そもそも虚偽の情報を伝えた事実が存在しないのであるから、上記裁判例に照らし、精神的苦痛を金額に評価すると各々350万円を下ることはない旨の原告らの主張が妥当性を欠くことが明らかである。

この他、東京地判平成18年2月20日判タ1236号268頁では、学科試験に合格したにもかかわらず、特定の宗教団体との関係から、大学が入学を許可しなかったという事案において30万円の限度でしか慰謝料の賠償認められていない。二次試験に合格していたか否かが不明である原告番号5及び6に比して、二次試験にも合格していたにもかかわらず事後的に入学を許可されなかった当該裁判例における原告の不利益の程度は遥かに大きい。そうだとすれば、原告番号5及び6について、その精神的苦痛を金額に評価すると各々350万円を下ることはない旨の原告らの主張が妥当性を欠くものであることは明らかである。

以上